

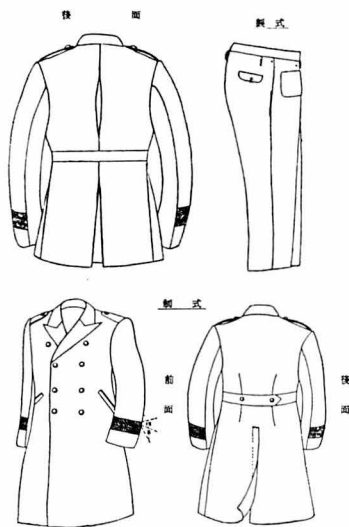
地色は事務職員は紫色、技術職員は金色で、この襟章は左右両襟に各1個付すが、現場従事員は右襟にこの襟章を、左襟に文字を用いて相当職名を表示する標識を付けることになっていた。

また同年2月鉄道院雇員制服規程が制定されたが、だいたい判任官と同様で、袖章が月給25円以下3分黒線1条、50円未満同2条間隔2分、50円以上同3条と定められ剣と肩章の規定はなく、また鉄道院守衛長及び守衛服装も同年同月定められ、雇員の制服に袖表片面に幅3分金線1条、金色星章を守衛長は3個、副長は2個、守衛は1個付け、帽章は金属打出しの鉄道機関車働輪となっている。

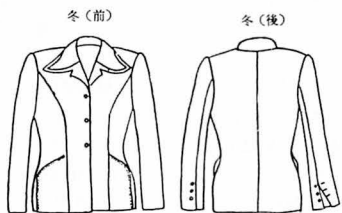
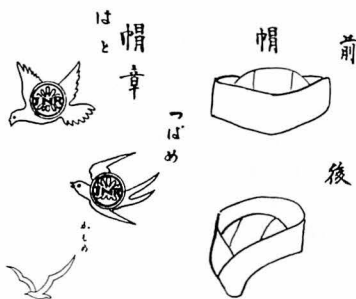
大正3・4に鉄道院傭人制服が定められた。列車給仕・船舶給仕・ホテル給仕は濃かった色の玉縁つき長ジャケットでズボンにも玉縁の側線がついたものを着用し、小判型の帽子をかぶる以外はほとんど雇員の制服に似たもので、帽章は鉄道機関車働輪だけで座はなかった。なおこの服制定定によって腕章が始めて定められた。

大正3・6に鉄道院職員制服が改正され、袖章とともに帽章が鉄道機関車働輪を桐葉桐花でいただくものに改められ現在におよんでいる。ついで大正4・11に全面的改正があって、大礼装に相当する袖章、

1. 鉄道公安職員の制服



2. (1) 特別急行列車乗務女子職員の制服



肩章、襟章の黒線を金モールにし、帽のあごひもを丸打金線鎖状ひも、前ひさしに菊葉を連続(れんしゅう)し、長剣をつける服制が追加された。したがって鉄道職員も大礼装、通常礼装、通常服、略服の4種類の服装をもつようになった。

大正8・8に大改正があって、高等官、判任官の2様になり、肩章・佩剣(はいけん)のことがなくなり業務服に帰った。製式は長ジャケットが立襟背広形に変えられ、袖章が高等官は幅5分黒線3条、判任官同2条となり、判任官の帽章は高等官と同一になった。また、駅長助役の特殊な服装も、1等駅・2等駅の区別がなくなり、駅長は4分しま織金線1条の上に2分しま織金線1条を羅紗鉢巻に巻く制帽、助役は4分しま織金線1条を同様に巻いた制帽になって現今の姿になった。

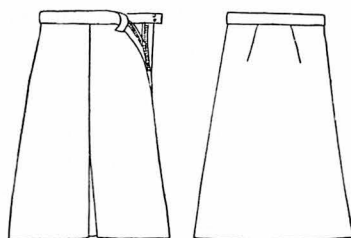
この改正について大正9年鉄道部内船舶従事員の服制が定められ、ついで大正11年に雇員傭人(ようにん)の服制がだいたい高等官、判任官なみの製式に改正され、袖章は肩が1条、襟章と帽の周章はなく、徽章の地質が打出金属等で官吏と区別するようになった。また職名標識が姿を消し、警手は帽の下端に幅2分の赤線を1条まとい、傭人はボタンが銀鍍金(ぎんめっき)、帽章は警手・貨物駅夫等を除いて雇と同様のデザインで金属打出し銀鍍金のものに改められた。大正15年にヘルメット帽と麦わらまたは藁(い)製帽が服制に取入れられ、また鉄道直営のホテル従事員の服制が昭和3・10制定をみている。

昭和9・10に勲章佩用、儀式参列等の必要から、ふたたび制服の礼装化の改正が行われ、金モール製の甲種襟章が定められ、この襟章を付した場合は礼装とすることとなり。従来の襟章を乙種とし平常作業時に付けることにした。

鉄道職員の服制は官吏同待遇は勅令で、その他は雇員・傭人・船舶従事員・ホテル従事員等の服制および仕業帽、上履、雨衣、仕業服、腕章等の製式とそれぞれ別途で定められていたが、昭和9・10に勅令が改正されると同時にこれらの達を統合して「鉄

2. (2) 特別急行列車乗務女子職員の制服

冬(前) 冬(後)



夏(前) 夏(後)



合(前) 合(後)



夏、合(前) 夏、合(後)

